

第 42 回大阪市屋外広告物審議会 会議録

日 時：平成 30 年 12 月 10 日（月） 14 時から 15 時 10 分

場 所：ヴィアール大阪 5 階 アレグロ

出 席 者：（審議会委員）

奥会長、井上委員、橋寺委員、阿部委員、福田委員、
川邊委員、悦委員、鈴木委員、三崎委員、久保委員
（大阪市側出席者）

・建設局

平田管財担当部長、石川路政課長、井上管理適正化担当課長、
牧田路政課長代理、八尾担当係長、関谷担当係長、白石係員、比嘉係員

・都市計画局

松崎都市景観担当課長代理、松村担当係長

石川路政課長

ただ今から、第 42 回、大阪市屋外広告物審議会を開会させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます 建設局 総務部 路政課長の石川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお、議事録作成のためご発言を録音させていただきますので、ご了承お願いいたします。次に、本日ご出席の委員の方々をご紹介します。ご着席の順にご紹介いたしますので、お手元の名簿をご参照ください。

私から見て左手中央から奥会長でございます。会長の右隣りが井上委員でございます。続いて阿部委員でございます。続いて会長の左側にまいりまして橋寺委員でございます。続いて福田委員でございます。私から見て右手に参りましてスクリーン側から川邊委員でございます。続いて悦委員でございます。続いて鈴木委員でございます。続いて三崎委員でございます。続いて久委員でございます。

また、岡本委員、今井委員、高見委員におかれましては、本日所用のため、ご欠席でございます。

当審議会の事務局を担当いたしております、建設局の出席者を紹介いたします。

（本市側出席者紹介）

それでは、管財担当部長の平田より、ご挨拶申し上げます。

平田管財担当部長

大阪市 建設局 管財担当部長の平田でございます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、本日の審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また平素より、屋外広告物行政を初めとする大阪市政について、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年の審議会においては、「大阪市景観計画改定に伴う屋外広告物の許可基準の改正」について、様々なご意見を頂戴し、これを踏まえて昨年10月1日付から、大阪市屋外広告物条例施行規則を改正して、一部地域において新たな許可基準を設けることといたしました。

今年度は「屋外広告物に関するガイドプラン」で指定する地区や、現在、新幹線の沿線にかけている規制のあり方について検討を進めていきたいと考えており、本日の審議会において委員の皆様のご意見をちょうだいできればと思っております。

大阪市では、2025年の万博開催が決定し、今後、国内はもとより世界からも、ますます注目を浴びる都市となってまいります。万博開催が近づくにつれて、万博を成功させるための屋外広告物の掲出が増えてくることと思いますが、屋外広告物は、情報発信や賑わい創出に不可欠なものである一方で、都市景観に影響を与える重要な要素の一つでもありますことから、今まで以上にバランスのとれた規制のあり方について検討を進めていく必要があります。

我々としましては、景観との適合を図りながら、あるべき屋外広告物行政について検討してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご指導、お力添えを賜りますよう、お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

石川路政課長

それでは、これからの議事進行につきましては、奥会長にお願いいたします。

奥会長

まず、本日の出席状況につきましては、委員数13名のところ、現在10名の御出席をいただいております、大阪市屋外広告物審議会規則第6条第2項に規定しております半数以上の御出席がございますので、本審議会が有効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。昨年度は大阪市景観計画の改定により、重点届出区域が指定されたことを受け、屋外広告物条例施行規則及び屋外広告物に関するガイドプランの改正を行いました。今年度は引き続きガイドプランについて審議を

するとともに、新幹線沿線の屋外広告物禁止区域について審議をしてみたいです。まず、一つ目の議題の「新幹線沿線の屋外広告物掲出禁止区域について」事務局より説明願います。

関谷係長

ありがとうございます。それでは一つ目の議題であります、新幹線沿線の屋外広告物禁止区域について説明させていただきます。新幹線沿線の屋外広告物禁止区域内では、7㎡を超えない自家用以外の屋外広告物の掲出を禁止しているエリアとなっておりますが、この規制は昭和42年から昭和47年にかけて、新幹線の開通に伴い作られた規制であり、規制を設けてから50年近くが経過し、当時とはまちの状況もかなり変化しているため、規制内容と実態とが乖離している状態となっております。つきましては、本日の議論を踏まえまして、規制の解除を検討してみたいと考えております。

それでは、資料に沿って1ページ目「禁止区域」から説明してみたいです。

まず、現在の規制内容についてですが、大阪市域内を通る東海道新幹線、山陽新幹線の鉄道路線用地から300メートルの範囲内にある区域が対象となります。ただし、新大阪駅周辺の商業地域及び近隣商業地域はこの指定からのぞくこととしています。ここでは、高さや視認できる範囲等の規定を設けておらず、新幹線の鉄道路線用地から300メートルの範囲内の空間全てが対象となります。

次に2ページ目の「目的と経過」についてですが、目的は、東海道新幹線の開通に伴う野立て看板の乱立防止であり、東京オリンピックを間近に控えた昭和39年に規制強化に努める旨、国交省からの通達があったため、規制に踏み切ったものであります。

根拠規定は大阪市屋外広告物条例第4条第1項第4号です。

規制の経過としては、昭和39年の東海道本線の東京－新大阪間開業に伴い、昭和41年の審議会において審議のうえ、昭和42年1月に「東海道本線（新幹線）の新大阪駅舎西端から大阪市境までの区間で、鉄道路線用地から300mの範囲内にある区域」を、広告物の掲出禁止区域に指定しています。

また、昭和47年の山陽本線（新幹線）開通に伴い、昭和48年11月に新大阪駅舎西端より大阪市境側（西側）までの区間を加えるとともに、新大阪駅周辺の商業地域及び近隣商業地域はこの指定から除外することとしています。

次に規制を設けた昭和40年頃の様子と現在の様子を航空写真で見てみたいと思います。参考資料1の地図に航空写真の位置を示していますので、合わせてご確認くださいと思います。赤枠に数字の①～③で示している場所を順に見ていきます。まず、3ページ目の新大阪駅付近の現在の様子ですが、左下の黄色四角の点線で囲われた場所が新大阪駅ですが、市街化されており、住宅、ビル等が密集しております。次の4ページ目が同じ場所の昭和40年頃の航空写真ですが、赤の点線で囲った範囲等に田んぼや畑が広がっている様子が分かり、野立看板を設置する余地があったものと考えられます。

次の 5 ページ目はさらに東に向かった、東淀川区のあたりになります。東西に神崎川が流れております。画面左に南北に阪急京都線があり、上新庄の駅が左下にございます。現在の様子では、建築物が密集しているのが分かります。次が同じ地点の昭和 40 年頃の写真ですが、空き地や農地があることが分かります。

次の 7 ページ目は新大阪駅から西に向かった西淀川区のあたりになります。南北に阪神高速道路、左下に東海道本線が走っております。こちらも同様にかなり市街化が進んでおりますが、次のページの昭和 40 年頃の写真を見ると、かなりの部分が空き地や農地であったと考えられます。こちらの地図では、まだ東海道新幹線が開通していないため、点線で示しています。

このように、規制が設けられた当時と、現在では新幹線沿線の状況もかなり変わっており、野立て看板の設置できる余地がなくなっていることが分かります。

次に他都市の状況ですが、条例による新幹線沿線の規制の有無、規制エリア、野立広告物掲出の可否を一覧表にまとめています。野立広告物の定義としては、いわゆる立看板で、非自家用のものを対象として考えています。例えば、一番上の滋賀県では、新幹線の線路から 500m の範囲内は、総量・高さ・個数の制限はございますが、道標・案内図板に限り、野立広告物の掲出が可能となっています。これにより、新幹線利用者向けではない、道路利用者に向けた広告物は設置できることになります。条例規制の有無というところを見ると、京都府、京都市、尼崎市、神戸市については、新幹線沿線地域に特化した規制は設けていないことが分かります。

また、視認できる範囲のみの規制をしている都市は、大阪府、高槻市、兵庫県、西宮市、明石市、姫路市となります。本市と同様に市街化されている政令市である京都市、神戸市には新幹線沿線に特化した規制はなく、その他の中核市においては、視認できる範囲に限った規制としていたり、また一部の野立広告物は認めているという状況でございます。

最も市街化が進んでおり、野立て看板を規制する必要性が低い大阪市において、他都市と比べても厳しい規制が設けられているため、規制と実態の間にアンバランスが生じているのではないかと指摘もございます。

次に 10 ページの今後の方針案ですが、まず、現状の課題として 3 点あげております。

1 つ目はこれまでの説明のとおり規制目的と実態に乖離がある。ということで、具体的には、新幹線沿線の市街化により、野立広告を設置できる余地がない。ということと、新幹線の防音壁や高層マンションの建設により新幹線から視認できる範囲が限られているということとあります。

2 つ目として、事業者からの広告物設置要望が寄せられており、設置したいということで相談に来られる方もおりますが、現在の規制の中では、適用除外となる 7 m²以下の自家用広告物しか設置できない旨を説明しており、経済活動に支障が生じるとの苦情も頂いております。

以上より、今後の方針のとしましては、平成 31 年 3 月 31 日をもって、新幹線沿線の

屋外広告物の禁止区域にかかる指定を解除し、通常の許可地域として取扱ってまいりたいと考えております。

最後のページに今後のスケジュールを記載しておりますが、本日の議論を踏まえて、大阪市としての方針をかためまして、検討を進めてまいりたいと考えております。解除することとした場合には事前に、ホームページや広報紙、関係団体の方への説明を行い周知・広報してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

奥会長

ありがとうございました。事務局の方から説明をいただきましたけれども、今の説明につきまして、確認されたいことやご質問、ご意見などがありましたら、よろしく願いいたします。

阿部委員

趣旨がちょっと分からなかったんですけども、最後に現状の課題というところで、一方で野立広告を設置できる余地がないという、つまり広告の掲出場所がないということを言って、他方で事業者から広告設置要望があるという。これって矛盾していないでしょうか。

関谷係長

野立て看板を設置する余地はないのですが、壁面板でありますとか、屋上塔については設置できる余地がありまして、こちらの規制は壁面板、屋上塔を含むすべての広告物を規制しているため、事業者からの設置要望が出てきています。

牧田課長代理

補足しますと、この新幹線の規制といいますのは、野立て看板の規制を目的としていますが、現実的にはすべての7㎡を超える看板は、野立て看板以外の看板も含め全て出しではいけないという規定になっておりまして、そこがちょっと厳しすぎるのではないかと思います。

阿部委員

分かりました。はい。

川邊委員

規制を今こういう風に緩和するということなんですけど、これがなぜ今なのかということ伺いたいんですけど。きっかけと申しますか。

牧田課長代理

今回万博が誘致されるということもありますし、オリンピックとかですね、様々な要素を意識させていただいて総合的に勘案させていただいております。ご挨拶させていただいた中にもありますように様々な広告物を掲出したいという要請がこれから出てまいりますのでそのニーズに合わせた施策を大阪市としても展開してまいりたいと考えております。

川邊委員

ということは、今後、新幹線沿線以外でもそういうことが考えられるという風にお考えでしょうか。

牧田課長代理

まだ、そこまでの議論はできてないですけども、具体的に要望がまた色々な形で出てくると思いますので、そこは本来の規制との整合性を勘案しつつ、検討したいと思います。今回ですともう明らかに時代から遅れてる、合っていないということで、整理していくことといたしております。

川邊委員

私ども、設置する側の考えとしましては、これを報告した際に、多分そういう風な話になると思うんですよ。今、規制する方向に進んでるものがだいたい多いんですけど、厳しくなっていく方向で、で、今回万博誘致が成功したことによって緩和されるということになると、多分また我々団体からもそうでしょうし、事業者からも、ここもここもって話が出る可能性があるのかなと思うんです。

牧田課長代理

緩和と言いますか。規制のあり方としまして、今、景観施策との整合性というのがあるんですけども、そちらの整理の方からまずはやっていきたいと思ってまして、これから後ほどご相談させていただきますガイドプランもそうなんですけども、2重の規制になっているというようなものは、そういったものをまずは整理をしていって、そこから必要な規制というのは、今後また現状に合ったものを考えていくということになっていくのかなと思っております。今回はあくまで整理をさせていただくということに主眼をおいております。

悦委員

そしてたらですね、この通常の許可地域っていうところの規制をもう一度考えるということですか。

牧田課長代理

そうではなくて、許可地域の基準というのは、この新大阪に限ってのことではないんですけど。今でしたら重点届出区域というのが去年の10月から実施させていただいてるんですが、それが今後どうなっていくのかっていうところ。増えていくのであれば、屋外条例としても今後合わせていくことで整合性をとっていきたいと思っております。

阿部委員

念のため確認ですけれども、通常の許可地域として取扱うということは、要するに一律禁止、7㎡以上一律禁止というのはやめると。けれども、景観形成の観点からあるタイプの広告は許可しないというような形で行っていくという。そういう理解でよろしいのでしょうか。

牧田課長代理

一般の基準ということになり、許可が必要となるということです。大阪市域全体が許可地域になっておりますので、普通の許可地域の基準となるということになっております。

奥会長

僕の方から確認なのですが、ここは通常の許可地域になって、今までの沿線300mの誘導のプランが解除されるという風になったときに、将来、これからかも知れませんが、市さんの方の景観計画の方で、このベルトがなくなっちゃったら、じゃあこう考えましようとか、そういう風な次のステップというのは何かあるんでしょうかね。

牧田課長代理

今のところこの場所につきましては、特段何もないものと聞いております。今のところは重点届出区域ではないですし、これからまたどうなるのかは、分からないという取扱いと聞いております。

奥会長

分かりました。お聞きしたのは、悦委員さんの趣旨なんかもそういうところにあるんじゃないかなと。川邊委員の方もそういうことになるんじゃないかなという風に推察したもので、これが無くなったらこれから後どうなるのかっていう次のことを何か考えられているのかな。ということの趣旨かな。と僕は受け取ったものでちょっと確認でお聞きさせていただきました。

そうすると今のところは、景観計画で他の地域の何か特段規制がかかっているところでない、通常の許可地域と同じ扱いに今のところなるという風に理解してよろしいでしょうか。

牧田課長代理

そのとおりでございます。

奥会長

よろしいでしょうか。

また聞き逃したこととか確認されたいこととかございますでしょうか。後でまた思いついたと思ったらまた振り返ってご質問、ご意見いただいても結構でございますので、この第一番目の議題につきましては、これでよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。そうしましたら、次に参りたいと思いますが、2つ目の議題でございますけれども、都市景観における屋外広告物に関するガイドプランについてということで事務局より説明お願いいたします。

関谷係長

二つ目の議題でありますガイドプランの見直しについては、昨年開催いたしました第41回屋外広告物審議会において、重点届出区域の指定に伴い、これと重複する地域であるガイドプランの「御堂筋地区」「難波高島屋前地区」「堺筋地区」の指定解除ということで、審議をいただいたうえで、改正を行っております。今回は、引き続き残りの6地区について、現状や規制のあり方との関係を考慮しながら検討を進めていきたいと考えております。

まず1ページ目のガイドプラン策定の目的についてですが、「都市の多様化や社会環境の変化に伴い、それぞれの地区特有の景観が形成されるようになり、一律の規制では、それぞれの地区特有の景観実態に合わない面がみられるようになってきた」ということを受けて、それぞれの地区の景観実態を考慮し、その地区に合った掲出方法、基準を策定するものとして、昭和62年4月に策定されました。この基準は、法的拘束力はないものであり、あくまで行政が協力を要請する誘導基準にとどまるものとなっております。

次に2ページ目の当初の実施内容ですが、設置場所の選定にあたっては、まず「商活動」「生産活動」を目的とする動的な商工業地域と静的な住居地域に選別のうえ、商業地域系、業務地域系、工業地域系、住居地域系からそれぞれ2地域ずつ特徴的な地域を指定しております。これに加えまして、大阪を代表する繁華街ということで道頓堀地域を加えた9地域が当初の指定地域になります。この中で、道頓堀地域のみが「大阪らしい街並みの創出」という観点から、規制を緩和しております。例えば、資料3に一覧表を添付しております、一番右側が道頓堀の規制になりますが、一番上から5つ目の壁面の規制については、道頓堀川に面する壁面とそれに隣接する壁面のうち1面までは4/5以下とする。ということで、通常の壁面の1/3という基準から大幅に緩和しております。グリコの看板はこちら

の基準に基づいて許可をしている物件になります。残りの8地域については、誘導基準ということで先ほどの別紙3のとおり、基準を定めておりますが、あくまで誘導基準ということです、設置者に協力を要請するものとなっております。

次に3ページ目のこれまでの経過にまいります。ガイドプラン策定にあたっては、地域の現状を調査し、特徴的な地域の屋外広告物に関する課題と改善の方向性を検証のうえ、地域ごとの規制を検討し、そのうえで、昭和60年、61年と審議会で審議したうえで、昭和62年に「都市景観における屋外広告物に関するガイドプラン」ということで策定しております。

昨年の審議会では、都市計画局の重点届出区域が指定されたことにより、重点届出区域とガイドプラン指定地区の重複する箇所である大阪駅前地区、難波高島屋前地区、堺筋地区については廃止しており、現在①本町通地区②上町台地地区③平野地区④西淀川地区⑤此花地区⑥道頓堀地区の6地区ということになっております。こちらの、重点届出区域というのは、都市計画局の策定する景観計画において定められているものですが、次に景観計画と屋外広告物条例の関係についてご説明いたします。

4ページ目をご覧ください。景観計画というのは、景観行政を行う都市が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観形成上重要な施設の保全のための整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめる計画です。その中で、一定の区域や行為に対する届出・勧告の基準を定めております。

景観計画の中に、屋外広告物に関する基準を定めることができますので、景観計画の中で定めていることと、屋外広告物条例に定めていることが齟齬のないよう、屋外広告物条例が景観計画に合わせるよう屋外広告物法で規定されています。

次に5ページをご覧ください。景観計画と屋外広告物条例の経過についてですが、まず屋外広告物法が昭和24年に施行され、大阪市においては、昭和31年に条例が制定されました。

一方で、景観に関する規制としては、昭和57年に建築美観誘導制度が策定され、また、昭和62年にガイドプランが策定され、それぞれが連携しながら屋外広告物に関する指導をしておりましたが、この2つはどちらもあくまで誘導基準ということです、法的拘束力のないものでありました。その後、平成16年に景観法が制定されるとともに、屋外広告物法についても改正があり、屋外広告物条例の中で定める規制は、先ほど申しました景観計画に即したものとすることが明記されることになりました。

平成29年には、建築美観誘導制度を景観計画へ継承するかたちで廃止し、景観計画の中で重点届出区域が定められ、屋外広告物条例についても、同様の許可基準に改正しており、これまで両局が別々の誘導基準を定めていたものが、景観計画に「屋外広告物に関する行為の制限」が定められたことにより、屋外広告物条例と一体的に運用することができ、法的拘束力のある規制を行うことができるようになったものと考えております。

以上を踏まえたうえで、現状のガイドプランの抱える課題について見てまいりたいと

思います。

6 ページ目の課題と検証をご覧ください。まず、現在のガイドプランにおいて指定している地区を見直すにあたり、現状の課題ということですが、こちらの課題にありますとおり、「景観行政と屋外広告物行政がそれぞれに基準を定めてきたため、統一的な取扱いとなっていない。」こと、「ガイドプランはあくまで誘導基準であり法的拘束力がなく、協力要請に留まるものである。」こと、「ガイドプラン策定から 30 年以上が経過し、大阪市域の街の様子が変化しており、指定地区に特化した景観が見られなくなっている。」ことの 3 点が考えられます。この課題の指定地域の現況の確認のため、今年の 10 月に現地調査してまいりましたので、地域ごとの状況について見ていきたいと思います。

参考資料の 1 に各地域の場所を示しております。左から順番に、西淀川地区は 43 号線沿い、此花地区は北港通り沿いでこの 2 つは工業系の地域となります。次に本町通地区は本町通り沿いの業務系地域、上町台地地区はいわゆる学校通りと呼ばれる文教地区にある住居系地域です。右下の平野地区は長居公園通りにあります住居系地域となります。

参考資料 2 にこれらの地区の誘導基準の概要版を付けています。例えば、本町通地区については、屋上広告塔、壁面板地上板、突出し看板に関する基準があり、平野地区は最も厳しい基準となっています。基準の詳細については、参考資料 3 にございます。

各地区の写真を前面のスクリーンに映しております。こちらはお手元の資料にはございませんのでスクリーンをご覧ください。

現在映しているのは、本町通地区でして、こちらの地区については、指定当初は、広告物の乱立、屋上塔によるスカイラインの混乱、建築物と広告物の意匠・色彩の調和等の課題を抱えていたため、その解消を目的として、屋上塔、壁面板等に誘導基準を設けておりましたが、現地調査した印象では、オフィスビルやマンションが多く、屋上塔、壁面板等の屋外広告物が少なく、どちらか言うと整った街並みであり、広告物が乱立する要素は少なく、また、周辺地域と比べても、指定している区域のみに固有の景観というものは認められないという印象でした。

次に、上町台地地区ですが、こちらの地域も交差点付近の広告物の不統一や建築物と広告物の意匠・色彩の調和等があったため、誘導基準を設けておりますが、文教地区ということで、神社仏閣や学校、マンションが多く、屋外広告物自体がかなり少ない地域です。神社仏閣といっても、いわゆる、境内があつて木造の本堂があつてというものではなく、前面プロジェクターに映しておりますが、画面中央の建物がお寺でして、こういった建物が多い地域になります。次の写真が同じ場所を上空から見た写真で周囲に学校があるのが分かります。

次に、平野地区ですが、こちらの地域は当初は、都市計画上の用途地域が住居地域ということで設定されていましたが、現在は用途地域に変更があり、商業地域になっております。実際、飲食店などの店舗が多数あり、小規模な看板が多い印象です。

次に、西淀川地区ですが、こちらは工業地域ですが、指定当時と異なり煙がモクモクで

るような工場はなく、写真のような小規模な作業所や倉庫やマンションが並ぶ地域に変わっております。

最後の此花地区は、反対に広い敷地を有する物流倉庫や大規模な工場がありますが、こちらも煙の上がるような工場ではなく、写真のイメージのような場所になります。

いずれの地域も、指定している区域の周辺地域と比べて、指定しているエリアのみに特に固有の景観があるとは言えないという印象でした。

道頓堀地区については、ご存じのとおり、大阪らしさという点で他にはない景観となっており、また規制緩和の範囲内で設置している広告物が多数あるため、ガイドプランがあることが大阪らしい街並みの創出に寄与していると考えております。

7 ページに現地調査をしたときの印象と、指定地区の周辺地域との景観の違いの有無を一覧にしております。

次に8 ページの今後の方針案ですが、平成 31 年 3 月 31 日をもって、ガイドプランの指定区域から道頓堀地区以外の 5 地区の指定を解除し、今後地域の特性に応じた屋外広告物の規制を設ける場合には、景観計画において定められた重点届出区域の基準によるものとする等、都市計画局等と連携のうえ、実効性のあるものとしたいと考えております。

最後のページに今後のスケジュールを記載しておりますが、本日の議論を踏まえて、大阪市としての方針をかためまして、ガイドプラン指定地区の解除をしてみたいと考えております。廃止するとした場合には事前に、ホームページや広報紙、関係団体の方への説明を行い周知・広報してみたいと考えております。

説明は以上です。

奥会長

どうもありがとうございました。ただいま事務局の方から説明をしていただきましたけれども、この議題につきましても、確認したいこととか、質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

阿部委員

法的拘束力がないガイドプランだという風に説明がありましたけれども、指導はこれに基づいてこれまでやってらした訳ですね。で、実際に業者さんとかが広告掲出を求めて来られて、指導してこのガイドプランに合わせるように、業者の要望を縮小させたというか、もともとの広告内容から変更させたようなケースっていうのはかなりあったんですか。

牧田課長代理

実態のことで申し上げますと、毎年申請件数は、数件ぐらいしかございませんので、実際業者さんも申請されるときは、こういう規制があるということを分かって申請にきて

いただいてないのが実態です。その中でも、指導をさせていただかないといけないというケースは本当にほとんどないことになっておりまして、お願いをして縮小をした結果でこうなってるというまではなかなか言えないのが現状でございます。

奥会長

今の確認なんですけど、年に数件ぐらいというのは5地区合わせてですか。各地区で数件ということでしょうか。

関谷係長

すべての地区を合わせて、平成29年度ですと例えば、本町通りで2件、道頓堀地区で2件の申請があっただけです。

奥会長

はい、ありがとうございます。

鈴木委員

これも、さっきのお話と一緒で、ガイドプランを廃止するということは、通常のエリアとして扱う。もちろん重点地域だとかいうものは、重点地域として扱うということでございますでしょうか。

牧田課長代理

今のところは、廃止させていただくということだけで、対応をさせていただきたいと思っております。今後そういう案があるのかというと、今のところないと聞いております。大阪市全体で議論をしていく中で、また色んな議論がこれからあるかもしれないということだけ申し上げておきます。

悦委員

こういった屋外広告物の許可を得る立場の方なんですけれども、屋外広告物と景観と、こう重複してるということは、屋外広告物の申請はしなくていいということですか。

牧田課長代理

ということではございませんでして、両方の手続きをしていただくということになり、まずは、景観の事前協議をして頂いたのちに、屋外広告物の許可申請をしていただく順番で、両方の基準を守っていただくんですけれども、今まではちょっと基準がバラバラになっていた部分があったので、統一する方向で調整させていただいています。

悦委員

ということは、重複していたってところがすっきりするというか、重複がなくなるということですか。

牧田課長代理

重複については去年解消させていただきまして、今回は重複していない地域なんですけれども、景観で規制を強めていないところまで、屋外で規制を強めるということはしないようになったという理解でお願いいたします。

悦委員

はい。

奥会長

今の、大事なことをおっしゃったと思うんですけども、今の事務局のお話を聞いての私の理解ですけれども、新しく景観計画ができたので、景観計画は上位の概念で、それに対応して屋外広告物の誘導とか規制とかガイドプランとか作るということだという風に理解しておいて、現在景観計画ができて、そこで重点地域とかの規制のないところに下位の方が規制をかけるというのは、辻褄が合わないというか矛盾することになるので、上の方で厳しくしてないところは、今してる訳ですけど、これは撤廃して、上がしてないんだからそれに合わせるという風に、通常の規制区域にすると。上の方は通常の規制区域と見なしてるんだから、屋外広告法の方も通常の区域にしようという風に理解したんですけども、それでよろしいんでしょうか。

牧田課長代理

はい。その通りでございます。

悦委員

私たちは、4 mを超えるものは工作物の確認申請はとります。ですけど必ず屋外広告物許可申請っていうのを出さないと許可をいただけないんですが、屋外広告物条例っていうのをやる前に景観条例に適さないと、次の屋外広告物にいけないということよろしいんでしょうか。

牧田課長代理

重点届出区域におきましては、そういう扱いでご理解いただければと思います。

補足ですけれども、実際、行政がお願いする形でやってるような指導というのは今の時代、そんな曖昧なものを残しておいていいのかというのが、この間色々議論されていると

ころですので、屋外広告物条例所管としましても、そういう曖昧な指導の基準というのはできるだけ早くなくしていきたいということも考えておりました。

川邊委員

だから、道頓堀地区だけが残って、後は撤廃ということですか。

牧田課長代理

そうです。最終的には、参考資料の4というところをご覧いただきたいんですが、新しいガイドプランの道頓堀地域だけ残った形での資料です。ガイドプラン＝道頓堀地区の規制緩和ということになるのかと思っています。

川邊委員

先ほどの話とも重複するんですけども、万博が来たので道頓堀は緩和しているけど、大阪市の真ん中のキタとかが緩和になるっていうのはまた違う話になってくるのですか。

牧田課長代理

そうですね。今のところはそこまでは検討させていただいていないです。

奥会長

他にはございますでしょうか。振り返って先ほどの第一のことで、これ聞くの、言うの忘れたというのがございましたらどうぞ遠慮なく言っていただきたらと思います。新幹線の沿線の方もありましたけど。

橋寺委員

どっちも、1も2もですけど、これ結局整理をしてシンプルにするということで、実際規制がなくなったり、ガイドプランがなくなったりっていうことで、何か広告がすごく極度にすぐ増えとか、何か大きさがすごく大きくなるっていう変化は起こりそうにないという理解でよろしいんですか。

牧田課長代理

そのように考えております。現地調査、私も関谷係長と行ってきたんですけども、そういう要素というのはなかなか見受けられない地域なのかなと。それよりも、商業活動とかそういうものが優先されても問題のない地域なのかなと考えております。

橋寺委員

はい。ありがとうございます。

阿部委員

最初の方の議題の件なんですけど、条例 4 条 1 項の 4 ですか。が根拠だと説明がありましたけれども、そこで、市長の指定する区域ということで、条例を改正するという趣旨ではなくて、条例は生かしておいて、市長指定を解除するという理解でよろしい訳ですね。

牧田課長代理

そうです。

福田委員

理解しそびれていたと思うので教えてほしいんですけど、2 番目の案件の指定地域現地調査で周辺地域と景観の違いのお話で、周辺地域ってどの辺りの、どんな感じで周辺地域って呼んでおられるんでしょうか。

関谷係長

指定地区を参考資料 1 にも示しておりますが、例えば、本町通というところで一つの路線を線的にエリアを区切って指定してるんですが、その同じ通りでも指定区域から少し横にそれた地域とかでも、景観としては同じものであったり、一本横の筋へ行っても特に変わりがあまりない地域という印象でしたのでこのように書かしていただいています。

奥会長

そうしましたら、よろしいでしょうか。この第 2 番目の議題につきましても、これだけは言っておきたいということはいかがでしょうか。

そうしましたら、ありがとうございました。1 番目の議題、そして 2 番目の議題につきまして、これでご意見をお伺いするっていうのを終了したいと思います。ありがとうございました。

次、引き続きまして、報告について事務局から進行をお願いいたします。

石川路政課長

次に、報告についてであります、「一般事務報告」のご説明をいたします。

八尾係長

一般事務報告についてご説明させていただきます。

まず、1 ページの屋外広告物の許可状況についてですが、簡易広告物を除く広告物の許

可状況をお示しいたしております。いちばん右の欄が平成 29 年度ですが、広告塔・広告板は 7,310 個、電柱等（消火栓添加を含む）は 1 万 3,416 個、その他の広告物（車体利用等）は 4,471 個となっており、合計は 2 万 5,197 個の許可状況となっております。

続いて 2 ページには、簡易広告物等の許可状況をお示しいたしております。平成 29 年度は、アドバルーンは 36 個、広告幕は 25 個、立看板・広告旗、11 個、はり紙・はり札は 0 個となっており、合計では 72 個となっております。なお、簡易広告物の場合でも一般広告物同様 7 ㎡以下の自家用広告物の場合には、許可が不要となっております。

次に、3 ページの屋外広告物に関する取締り状況についてですが、大阪市屋外広告物条例違反による平成 29 年度の検挙数は、3 件、5 人でございます。また、軽犯罪法（他人の家屋等にはり札をする行為に該当）による平成 29 年度の検挙数は、4 件、7 人となっております。

次に、4 ページの違反物件の除却実績の推移についてですが、まず、①の除却枚数は、はり紙、はり札・立看板等を合わせると、平成 29 年度は、3 万 3,076 件です。

5 ページの ②の違反広告物除却実施距離の合計は、2 万 9,381 k m となっております。

続いて、6 ページの置看板等の取締り状況ですが、平成 29 年度については③の置看板等の指導勧告は、2,957 件、④の除却は、26 個となっております。

次に、7 ページの屋外広告業の登録状況についてですが、平成 30 年 11 月末現在で、大阪市での登録総数は 3 件、大阪府へ登録し大阪市には特例届出を出している特例届出総数は 1,182 件となっております。なお、大阪府での登録総数は、1,558 件となっております。

また、屋外広告物講習会の修了状況ですが、大阪市開催の講習会の修了者は 2,065 人となっております。この講習会の修了者については、屋外広告業者が営業所ごとに選任しなければならない業務主任者となることができます。

次に、8 ページですが、簡易広告物の除却にかかるボランティア「かたづけ・たい」の活動状況は、平成 30 年 4 月 1 日現在では、①の認定団体数は 130 団体、②の認定活動員数は 2,199 人となっております。なお、③の活動実績は、違反広告物が減少してきていることから、年々減少しておりますが、平成 29 年度では、4,972 件の撤去を行っていただいております。

一般事務報告は以上でございます。

川邊委員

3 ページのね、軽犯罪法による取締状況の 4 件 7 人であるんですけど、これちょっと詳しくおしえてください。広告物に関してですね。

久保委員

個人の所有物件に貼紙をされている場合などがありますが、行為として一つであって

も景観を主流とした屋外広告物の条例と、個人のそのいわゆる塀ですとかその持ち物ですね。財産を汚すというか、乱すというところで法域が重なる場合があります。よく取締りでは2つの法令をこう一緒につけてくような形で適用するような形がありますので、概ねやってることっていうのは特に大きな違いはなくても、やっぱり貼られる物件ですとか、そういったもので取り締まる法律に多少違いは出てくるというのが実情としてあります。

悦委員

1 ページ目ですね。広告物の平成 29 年 7,310 件とおっしゃていらっしゃるんですけど、これは新規が 7,310 件。継続も全部含めてですか。

石川課長

継続も全部含めてです。

悦委員

ありがとうございます。

石川課長

本日は、熱心なご議論をいただきありがとうございます。

今後は、取りまとめていただいた審議会のご意見を踏まえて、新幹線沿線の屋外広告物掲出禁止区域の廃止及びガイドプランの指定区域の見直しを進めてまいりたいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。